

函館港若松南ふ頭荷さばき地目的外使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、函館市港湾施設管理条例（平成12年3月28日条例第38号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、若松南ふ頭荷さばき地およびその付帯施設（以下「荷さばき地」という。）の目的外使用の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 申請の受付開始日は、使用を開始する日が属する月の2月前の第1開庁日とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

2 申請は、先になされたものを優先し、同時に申請があった場合にはくじにより順序を決定する。

(使用回数の制限)

第3条 1団体の使用回数は、月間1回に制限するものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(使用期間の制限)

第4条 前条の場合において、その使用の期間は、3日間に制限するものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(制限の解除)

第5条 第2条第1項、第3条および第4条の規定は、使用日の4週間前において、他に使用の申請がない場合は、これを適用しない。

(許可の基準)

第6条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、条例第7条第2項の規定に抵触するものとして、使用の許可をしてはならない。ただし、第1号について、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 物品等の販売、役務の提供、興行もしくはそのための広告または宣伝を行うこと。

(2) 重量物の設置や火気の使用等により荷さばき地が損傷され、または汚損されるおそれがあるとき。

(3) 交通渋滞の発生または騒音もしくは大音量を発するなど周辺に著

しい迷惑をかけるおそれがあるとき。

(4) 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(使用の許可)

第7条 市長は、使用の許可をするときは、条例第19条第1項に基づき、別に定める条件を付した許可書を交付するものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか荷さばき地の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

函館港若松南ふ頭荷さばき地目的外使用取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、函館港若松南ふ頭荷さばき地目的外使用取扱要綱に基づき、若松南ふ頭荷さばき地およびその付帯施設（以下「荷さばき地」という。）の目的外使用の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 要綱第2条の市長が特に認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 使用の目的に係る行事等が、公共性のあるものと認められる場合。
- (2) 使用の目的に係る行事等が、広く市民に認知されているものである場合。
- (3) 使用の目的に係る行事等の開催準備に相当の期間を要し、あらかじめ使用の期間を確保する必要があると認められる場合。

(使用回数の制限)

第3条 要綱第3条の市長が特に認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 前条各号に掲げる場合であって、荒天等による順延に備え、あらかじめ予備の使用の期間を確保する必要があると認められる場合。ただし、前条3号の場合は、真にやむを得ないと判断される場合に限る。
- (2) 使用の期間中に月が変わる場合。この場合においては、使用の開始する日の属する月の翌月の使用の期間を回数として数えない。

(使用期間の制限)

第4条 要綱第4条の市長が特に認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 第2条第1号の場合。
- (2) 第2条第2号および第3号の場合であって、荷さばき地における会場設営等の準備に相当の期間を要すると認められる場合。ただし、

同条第 3 号の場合は，真にやむを得ないと判断される場合に限る。

(許可の基準)

第 5 条 要綱第 6 条の市長が特に認める場合とは，次に掲げる場合とする。

- (1) 営利を目的としない団体がその団体の設置目的の範囲で行う場合。
- (2) 不特定の来場者への便宜供与として飲食物等の提供を行う場合。
- (3) 申請者が徴収する金銭が実費弁償の範囲内と認められる場合。
- (4) 催し物等の内容の一部が荷さばき地で行われるなど，荷さばき地の収益貢献度が低いと認められる場合。
- (5) 飲食物等の提供を目的とする催し物等であって，その経費が申請者の所属団体の関係者の会費等で賄われる場合。
- (6) 催し物等の経費が参加者の会費で賄われるものであって，不特定の来場者から料金を徴収しない場合。

(使用の許可)

第 5 条 要綱第 7 条の別に定める条件とは，別記 1 の各条に掲げる事項とする。ただし，函館市港湾施設管理条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条に基づき，使用料を免除するときは，別記 1 の第 4 条を別記 2 の第 4 条に改める。

附 則

この基準は，平成 19 年 2 月 1 日から施行する。